

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則による関係条例等の読替えに関する規則をここに公布する。

平成 29 年 1 2 月 2 5 日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市教委規則第 4 号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則による関係条例等の読替えに関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 29 年四日市市条例第 25 号。）附則第 6 項規定において読替える同第 3 項の規定による技術的読替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の読替え)

第 2 条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和 52 年四日市市条例第 31 号。以下「条例」という。）の読替えは次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
条例第 5 条、第 6 条、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 9 条及び第 11 条から第 13 条まで	指定管理者	委員会
条例第 7 条から第 9 条まで	利用料金	使用料
条例第 7 条第 2 項	別表第 5 までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。	別表第 5 までに定める額とする。
条例第 7 条第 2 項	範囲内で指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。	範囲内で定める額とする。
条例第 7 条第 3 項	別表第 4 までに定める額の	別表第 4 までに

	範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。	定める額とする。
条例第7条第4項	利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。	使用料は、委員会の収入として収受する。

(規則の読替え)

第3条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和52年教育委員会規則第11号。以下「規則」という。)の技術的読替えは次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
規則第2条	指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)	四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)
規則第2条	特別の理由があるときは、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て、休業日を変更することができる。	特別の理由があるときは、休業日を変更することができる。
規則第2条、第3条第2項、第4条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条及び第20条	指定管理者	委員会
規則第3条第1項	指定管理者が委員会の承認を得て定める日とする。	委員会が定める日とする。
規則第11条から第14条まで	利用料金	使用料

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(有効期限)

2 この規則は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。